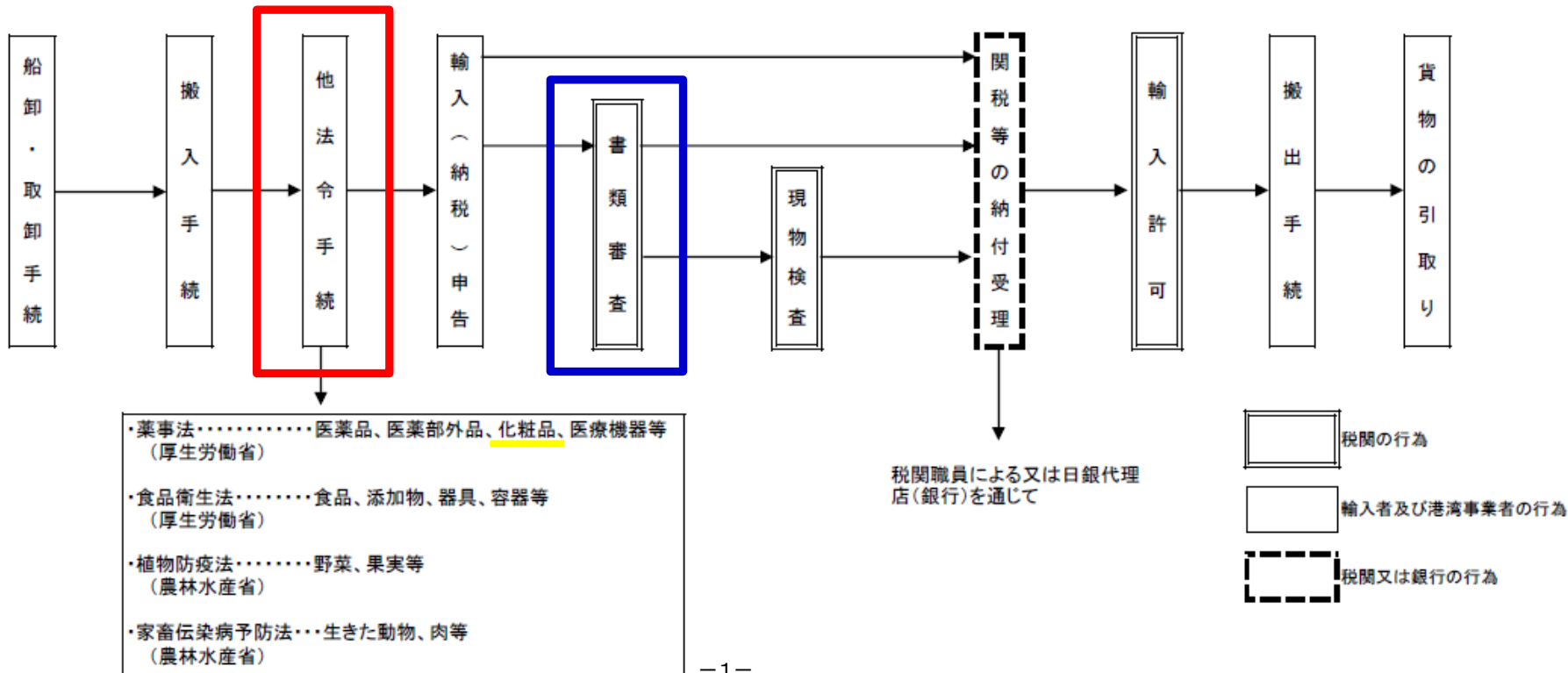
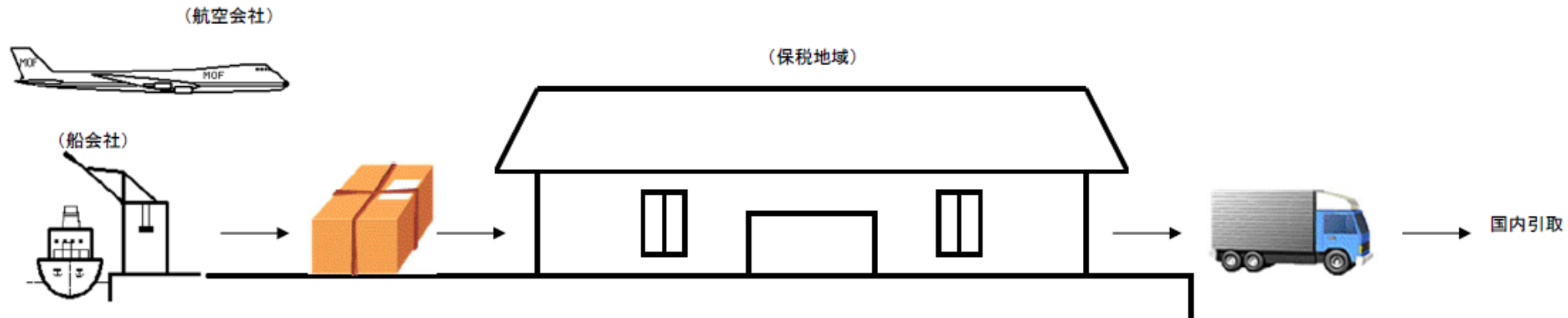


化粧品の入通関の流れ

2014年1月21日
財務省関税局

輸入通関の流れ



税関における他法令確認

他法令確認とは、関税関係法令以外の法令により輸入に際して許可・承認等が必要とされている場合は、法令所管省庁へ手続きを行い、許可・承認等を受けたうえで、税関に対してその旨を証明し確認を受けることをいう。

- 税関においては、化粧品¹の輸入申告がなされた場合は、関税法第70条の規定に基づき、輸入者が薬事関係法令の規定に基づく手続きを行っていることを確認することとしており、確認できない場合は輸入を許可しないこととしている。
- 税関における他法令確認の具体的な運用(確認書類及び確認方法等)は、厚生労働省からの通知「医薬品等及び毒劇物輸入監視協力方依頼について」に基づいて行っている。
【税関における他法令確認の具体例】
製造販売業者が業として輸入する場合、税関は輸入者より「製造販売用化粧品輸入届書」の提示を求め、その書類に記載されている届出を行った者及び輸入しようとする品目の名称が、輸入申告書等の内容と一致しているかを確認している。
- 税関における確認に際して、疑義が生じた場合は、その都度、地方厚生局に照会し、対応を協議したうえで輸入の許可の可否を判断している。

参考1 関係規定

■関税法(昭和29年4月2日法律第61号)(抜粋)

(証明又は確認)

第七十条 他の法令の規定により輸出又は輸入に関して許可、承認その他の行政機関の処分又はこれに準ずるもの(以下この項において「許可、承認等」という。)を必要とする貨物については、輸出申告又は輸入申告の際、当該許可、承認等を受けている旨を税関に証明しなければならない。

2 他の法令の規定により輸出又は輸入に関して検査又は条件の具備を必要とする貨物については、第六十七条(輸出又は輸入の許可)の検査その他輸出申告又は輸入申告に係る税関の審査の際、当該法令の規定による検査の完了又は条件の具備を税関に証明し、その確認を受けなければならない。

3 第一項の証明がされず、又は前項の確認を受けられない貨物については、輸出又は輸入を許可しない。

■医薬品等及び毒劇物輸入監視協力方依頼について(薬食発0422第2号平成25年4月22日)(抜粋)

第2 税関における確認

医薬品等又は毒劇物の輸入申告に際して税関において確認されたい具体的な書類及び事項は、次によるものとする。

1 医薬品等の場合

(1) 製造販売業者又は製造業者が業として輸入する場合(日本国内で販売、賃貸又は授与することを目的として輸入する場合)

イ 製造販売業者が、薬事法第14条の承認、同法第14条の9の届出、同法第19条の2の承認又は同法第23条の2の認証を受けた品目を輸入する場合

(イ) 輸入者に薬事法施行規則第94条の規定に基づく製造販売用医薬品等輸入届書(薬事法施行規則 様式第50)(写)を提示させ、届出を行った者及び届書中の輸入しようとする品目の名称が、輸入申告書等通関関係書類に係る輸入しようとする者及び輸入しようとする貨物の品名と一致していることを確認されたい。

第3 その他

第2の税関における確認において疑義が生じた場合には、その都度次の地方厚生局薬事監視専門官に照会されたい。

参考2 NACCS(輸出入・港湾関連情報処理システム)について

NACCSは、輸出入等関連業務を行う者をオンラインで結び、輸出入等関連業務及びこれに関連する民間業務(貨物管理等)を処理する官民共同システムであり、検疫や港湾管理などの関係行政機関に対する手続を一回の入力・送信で済むようにするシングルウィンドウ機能を備えるなど、利便性と信頼性の高さから世界最新の貿易手続関連システムを実現。

(参考1) NACCS : 輸出入・港湾関連情報処理システム(Nippon Automated Cargo and port Consolidated System)

(参考2) 輸出入等関連業務 : 税関手続、入国管理手続、食品衛生手続、検疫手続、貿易管理手続、空港・港湾手続

